

平成 25 年 7 月 30 日  
株式会社ひのき・キューテレビ

読賣テレビのデジタル放送再放送に関する  
平成 25 年 7 月 23 日付の総務大臣裁定について

当社が平成 23 年 6 月 21 日に総務大臣裁定の申請を行いました読賣テレビのデジタル放送再放送（再送信）につきまして、総務大臣より平成 25 年 7 月 23 日付で裁定が出されました。

主文（一部抜粋）

- 1 読賣テレビ放送株式会社は（中略）同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならない。（徳島県板野郡松茂町および北島町の各全域）
- 2 読賣テレビ放送株式会社は、株式会社ひのきが再放送の業務を行おうとする区域のうち徳島県板野郡上板町の区域については、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。

当社は今回の裁定に対し、上板町を除外した点については、同じ徳島県内で、尚且つ同じ CATV 局エリア内での不当・不合理な差別であり受け容れられないことから、近日中に異議申立てを行います。

併せて読賣テレビ放送株式会社に対し、今回の裁定内容を真摯に受け止め、上板町を含めた当社業務区域の全域において任意に再放送同意を頂けるよう申入れを行う意向です。

また地元民放放送局である四国放送株式会社に対しても、県内 CATV 局が読賣テレビの放送を再放送することについて反対する姿勢を改めて頂くよう申入れを行う意向です。

なお、これに先立ち当社は 7 月 30 日に記者会見を行い、現在までの経緯と今回の裁定に関する当社の見解、また今後の意向を広く周知するとともに、同日徳島県庁と徳島県議会事務局を訪問し、今回の裁定を踏まえあらためて読賣テレビの再放送が早期に実現するよう支援をお願いする旨の要望書を県知事、県議会議長宛に提出いたしました。

当社は今回の裁定の意義を踏まえ、今後も引き続き当社サービスご加入の皆様方をはじめ地域の方々のために、読賣テレビのデジタル再放送が早期に実現するよう尽力を続けてまいりますので、今後とも何卒ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

#### これまでの経過

- |              |                                                                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 30 年 8 月  | 讀賣テレビが放送を開始（徳島県内でもアンテナで視聴される）                                                                                         |
| 昭和 62 年      | 当社開局。讀賣テレビほか各局の放送のアナログ再送信を行う。<br>（以後、地デジ化までのおよそ 25 年間再送信を継続）                                                          |
| 平成 13 年 7 月  | 総務省が国策として放送の地デジ化を決定                                                                                                   |
| 平成 18 年 8 月  | 讀賣テレビをはじめ区域外放送のデジタル再送信同意に関する協議を開始<br>（以後、地デジ化までの 5 年間協議を続けるが、地元局である四国放送が讀賣テレビの再送信に反対。讀賣テレビもこれを理由に同意を行わなかったことから交渉が長期化） |
| 平成 23 年 6 月  | 当社が総務大臣裁定を申請                                                                                                          |
| 平成 23 年 7 月  | 地上波テレビ放送が完全デジタル化                                                                                                      |
| 平成 23 年 10 月 | 総務大臣が裁定申請を拒否する処分を行う<br>（讀賣テレビとの協議に余地があると判断）                                                                           |
| 平成 23 年 11 月 | 当社が拒否処分に対する異議申立てを申請                                                                                                   |
| 平成 24 年 12 月 | 総務大臣が拒否処分の取消しを決定                                                                                                      |
| 平成 24 年 12 月 | 日本テレビ放送網株式会社が大阪地裁に当社が行っている讀賣テレビ再放送の差止めを求める仮処分申し立てを行う                                                                  |
| 平成 25 年 5 月  | 大阪地裁が仮処分申し立てを却下する（6 月 18 日確定）                                                                                         |
| 平成 25 年 7 月  | 総務大臣裁定が出される                                                                                                           |